

さいたま市総合振興計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市総合振興計画審議会条例（平成14年さいたま市条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、さいたま市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第3条 条例第6条の規定により、審議会に置く部会及び主な所掌事務は、次の表のとおりとする。

名称	主な所掌事務
第1部会	「重点戦略」及び「質の高い都市経営の実現（地域別まちづくりの一部を除く）」に係る検討
第2部会	「分野別計画」に係る検討
第3部会	「地域別まちづくり」の一部に係る検討
調整部会	複数の部会に関する事項の調整

2 部会に属する委員は、会長が指名する。ただし、調整部会においては、会長、条例第4条第3項の規定により会長が指名した委員、次条に規定する部会長及び副部会長並びに会長が指名する委員をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。

4 前2項の規定にかかわらず、調整部会の部会長は会長を、副部会長は条例第4条第3項の規定により会長が指名した委員をもって充てる。

5 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 第2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(報告)

第6条 部会長は、部会での調査審議結果について、速やかに会長に報告する。

(部会の会議の出席)

第7条 部会長は、特定の事項の審議に関し、必要と認めるときは、他の部会の委員に対して、会議への出席を求めることができる。

2 前項の会議に出席した委員は、第5条第2項及び同条第3項において準用する第2条に規定する出席委員数には含めないものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会及び部会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成22年8月26日決裁）第4条第1項の規定により、会議の全部又は一部を公開しないことを会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決定したときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(傍聴に関する事項)

第9条 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の作成)

第10条 審議会は、会議開催後、速やかに開催した会議の会議録（以下「会議録」という。）を作成するものとする。

2 会議録は、会長又は部会長の承認を得て確定する。

(関係者の出席)

第11条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。